

災害時の医療救護活動に関する協定書

一戸町（以下「甲」という。）と二戸薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、一戸町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

- （1） 薬剤師の派遣
- （2） 甲が行う医療救護活動に対する医薬品の供給
- （3） 医薬品を中心とした災害支援物資の受領、管理、仕分け及び配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲の指定した場所に、速やかに薬剤師を派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- （1） 救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- （2） 救護所及び集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- （3） その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（薬剤師に対する指揮等）

第4条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものが行うものとする。

（体制整備）

第5条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用の弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法適用の際は、その限りではない。

- （1） 薬剤師の派遣に関する費用
- （2） 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費

- (3) 派遣薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 乙が供給した医薬品等の実費
- (5) 乙の会員が供給した医薬品等の実費並びに乙の取りまとめの経費
- (6) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもの
(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、それぞれ署名のうえ各自1通を保有する。

令和5年7月25日

甲 一戸町

町長

小野寺 美登

乙 二戸薬剤師会

会長

金澤 悟

一戸町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

一戸町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（具体的連携項目は「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) 女性の活躍推進に関すること。
- (5) 地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意のうえ、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第8条 平成14年3月28日締結の「道路の破損等の情報提供に関する協定書」については、本協定の連携事項に包括されることから、本締結をもって失効とする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月24日

甲 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一 戸 町 長

田中 辰也

乙 岩手県二戸郡一戸町一戸字向町5番地2

日本郵便株式会社

一戸郵便局長

鈴木 一哉

岩手県二戸市福岡字五日町67

日本郵便株式会社

二戸郵便局長

一井 政利

災害時における応急対策活動に関する協定書

一戸町（以下「甲」という。）と一戸建友会（以下「乙」という。）とは、一戸町内において災害が発生した場合の応急活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一戸町地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動に関し、町内建設事業者の積極的な協力を得るため、必要な事項を定め、災害時における円滑な施設点検及び応急対策を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となるものは、地震、大雨、その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、次の場合に甲及び乙は警戒態勢に入り、施設点検及び応急対策活動をするものとする。

- （1）町内で震度5弱以上の地震が観測された場合
- （2）各種警報が町内に発令された場合
- （3）異常なる自然現象により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- （4）大規模な事故等により災害が発生した場合
- （5）前項に関わらず、甲が乙に対し施設点検及び応急対策活動を要請した場合など

（活動の内容）

第3条 この協定に基づいて行う応急対策活動の内容は次のとおりとする。

- （1）施設の点検、被災状況の把握及び調査結果の報告
 - （2）重機、資機材等の調達
 - （3）障害物除去及び被害の拡大を防ぐための応急対策の実施
- 2 被災情報は、口頭、電話、写真、ファクシミリ又は電子メール等により一戸町建設部地域整備課へ連絡するものとする。

（活動に要する費用負担）

第4条 前条第1項各号に掲げる活動のうち、次項に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）重機、資機材等の調達実費
- （2）障害物除却及び被害拡大を防ぐための応急対策の実費

(安全の確保)

第5条 乙は、第3条各号に掲げる活動を行うに当たっては、会員の安全を第一とし、二次災害を被るおそれがある場合には活動は行わないものとする。

(連絡窓口)

第6条 この覚書に関する連絡窓口は、一戸町建設部地域整備課とする。

(有効期限)

第7条 この協定は協定締結日から効力を生ずる。

2 甲もしくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第8条 協定内容に変更が生じた場合は、甲、乙が協議し、必要な手続きを行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名及び押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年12月14日

甲 一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町

町 長

小野寺美登



乙 一戸町高善寺字大川鉢 22 番地 1
一戸建友会

会 長

田中義浩





災害発生時における物資の供給に関する協定書

一戸町（以下「甲」という。）と一戸町商工会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、町民の避難等で必要な物資の安定供給に関し、甲と乙との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、一戸町内での災害発生時に住民等の避難により生ずる必要な物資を確保するため、乙に加盟する事業者のうち協力できる者等より、甲が優先的に物資の供給を受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲が乙に協力を依頼する内容は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる生活必需物資の安定供給に関すること。
- (2) 災害発生直前における物資の小売価格を維持すること。

（物資の取扱い）

第 3 条 供給を受ける物資は、甲が購入するものとし、返品はしないものとする。ただし、明らかに摂取及び使用に耐えない物や不要品の場合はこの限りでない。

（報告）

第 4 条 乙は、第 2 条の協力を円滑に実施するために、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協力店舗の名称
- (2) 協力店舗の主要な取扱品
- (3) その他必要な事項

（協議）

第 5 条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 6 年 3 月末日までとする。ただし、期間満了の日 3 か月前までに甲、乙のいずれかから書面により更新しない旨の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、その後は

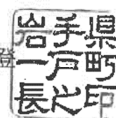
この例によるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保存するものとする。

令和5年12月22日

甲 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9

一戸町長 小野寺 美 登



乙 二戸郡一戸町一戸字砂森119-3

一戸町商工会

会長 中 村 善 雄

